

平成30年度 第1回 東京都北区バリアフリー基本構想策定協議会 議事要旨

時	平成30年4月26日(木) 午後5時30分～午後7時00分
場所	北とぴあ 14階 スカイホール
出席者	<p>[委員] (敬称略・順不同) ※別紙出席委員名簿参照  高橋儀平、野口祐子、丹羽菜生、井上良子、田中淳子、小田政利、藤沼三郎、印南美和子(代理:大八木剛)、吉田耕一、丹野克哉、誉田加奈子、花山明弘、望月康男、河奈正道、尾花秀雄、遠藤幸、長尾肇太(代理:竹下裕貴)、田中英行、加藤富男、松本貴子、鎌田英美、渡邊涼、五味康真(代理:西村篤史)、日比野潤、小松典子、岩本憲文、稲垣茂孝(代理:米山昌男)、佐野正徳、林秀樹、江口裕行、村山勉、塩ノ谷浩司、村里誠(代理:吉川淳一)、新谷壮明(代理:齊藤豊)、野澤正幸、木部康久</p> <p>[事務局]  北区まちづくり部都市計画課:丸本課長、杉戸主査、吉田主任</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 委員紹介</li> <li>4 事務局紹介</li> <li>5 出席委員報告</li> <li>6 副会長選出</li> <li>7 資料の確認</li> <li>8 会長・副会長のあいさつ</li> <li>9 傍聴人の確認</li> <li>10 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年度の進め方</li> <li>(2) 地区別構想【王子地区】の検討(重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路)</li> <li>(3) 特定事業計画【滝野川地区】検討の進め方</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> <li>11 閉会</li> </ol>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次第</li> <li>●席次表</li> <li>●北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿</li> <li>●北区バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱</li> </ul> <p>(資料1) 平成30年度の進め方  (資料2) 王子地区 地区別構想の考え方  (資料3) 滝野川地区 特定事業計画の考え方  (参考資料1) 北区バリアフリー基本構想【全体構想】【地区別構想 赤羽地区】  【地区別構想 滝野川地区】概要版  (参考資料2) バリアフリー法改正案の概要</p>

## 要旨

### 1. 開会

- (1) 事務局あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 事務局紹介
- (4) 出席委員報告：36名/40名（事務局より36名の委員が出席しており、設置要綱に基づき、定足数を満たしていることを確認。）
- (5) 副会長選出
  - ・丹羽委員を副会長に選出・承認
- (6) 資料の確認
- (7) 会長・副会長のあいさつ
- (8) 傍聴人の確認
  - ・傍聴希望者数が2名であることを、会長に報告

### 9. 議題

#### (1) 平成30年度の進め方

##### ●事務局より資料1説明

#### (2) 地区別構想【王子地区】の検討（重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路）

##### ●事務局より資料2説明

会 長：ご意見があればお願いします。

委 員：主要な生活関連施設候補一覧の中で、教育施設13に十条台小学校温水プールとありますが、温水プールだけが対象で小学校は入らないのでしょうか。

事 務 局：小学校とプールの両方が対象と考えていますので表記を修正します。

副 会 長：主要な生活関連施設というのは北区独自に設定したのでしょうか。

事 務 局：協議会で検討して設定したものであり、北区独自の内容となっています。

副 会 長：商業施設や宿泊施設の規模について、もっと規模が小さい施設も自由に利用したいという意見をよく聞く中で、商業施設を店舗面積が500㎡以上の小売店舗と設定した経緯がわかれば教えてください。

事 務 局：条例に基づき届出のあった施設のリストから対象を抽出しており、届出の必要な店舗面積500㎡以上の商業施設を生活関連施設の対象としています。毎年施設抽出の作業の際に産業振興課から情報提供いただき、整理しています。小規模店舗への対応についても意見をいただいておりますが、出入口のバリアフリー化の呼びかけやところと情報のバリアフリーに関する情報提供を行い、協力を働きかけています。

会 長：商業施設の設定については、大店立地法や駐車場法の届出によるものと思いますが、確認はしておいてください。資料2の図中で番号がついているものが主要な生活関連施設であり、番号がついていない施設は事業の対象にしないのかという議論はあると思います。生活関連経路については、石神井川沿いに施設が張り付いているところがあるので、生活にとっては主要な経路になってくるのではと感じるので精査していただけるといいと思います。

事 務 局：生活関連経路（青）と主要な生活関連経路（赤）の設定については、まちあるき点検の結果等も踏まえ、他地区や他区とのつながりにも留意して検討していきます。

委員：参考資料2のバリアフリー法の改正により、タクシーはどのような扱いになるのでしょうか。ワンボックスのタクシーが増えてきていて、流しのタクシーでも車いすが乗れるようになるということでしょうか。

会長：バリアフリー法の基本方針で、福祉タクシーは2020年度までに15,000台導入するという目標があります。UDタクシーが首都圏では増えてきています。国でも力を入れており、UDタクシーが増えていきます。現在のUDタクシーの台数は確認できますか。

事務局：バリアフリー法の基本方針では2020年度までに28,000台の福祉タクシーの導入を目標としています。都内では福祉タクシー10,000台の導入が目標としており、目標を立てながら順次進めている状況と聞いています。

委員：車いすの人と一緒に流しのタクシーを止めたときに本当に乗れるのか疑問です。流しでタクシーを拾った際も、資格を持っていないので介助はできないと言われました。UDタクシーと福祉タクシーとのすみわけはどうなるのでしょうか。

会長：UDタクシーは基本的には誰でも乗っていいということだと思います。北区内でどの程度の数が動いているかと流しで乗れるのか確認していただけますか。

事務局：承知しました。

会長：バリアフリー法の改正については理念規定を設けて、社会モデルで合理的配慮をすることを明記したことが重要です。また、協議会を活用して基本構想の評価をすることを法の中でうたったことも重要な点です。現在、全国の自治体のうち16.8%しか基本構想を作っていません。頑張らないといけないうところですよ。

委員：十条・東十条・王子・王子神谷は身近な地域です。駅周辺のタクシー乗り場は、仲間がタクシーに乗るときに歩車道段差がまちまちで困っています。基準などがあるのか、基準に基づいて整備されているのか確認したいです。バス停留所は検討対象となるのでしょうか。また、東十条駅近くの国際興業バスの停留所までの経路は整備の対象になりますか。現実的には幅員が狭い、勾配が急などの問題の大きい経路が多いです。停留所の段差や傾斜がまちまちで、スロープがうまく出せないところもあります。

事務局：主要な生活関連経路については、鉄道駅を中心とした生活関連施設までの経路に対し、複数ルートの確保の観点から、バス路線も含めて主要な生活関連経路となるように設定しています。歩車道段差については道路状況によってまちまちになっている現状はあると思います。基本的には望ましい姿はあり、セミフラット型で縦断、横断勾配の少ない形で整備していく中で改良されていくと思います。

委員：王子地区では自分が普段利用している経路が範囲に入っているのですが、意見が言えるところがあれば発言していきたいです。

会長：バス停留所については、後付けで整備されているところでは対応が難しいところもあると思います。また、セミフラット型が最善とは限らない所もあると思います。

委員：乗り場によっては車いすでは利用しにくい環境が現実にあります。スロープを出して、車両を傾けて対応していますが、スロープの先の部分がどうかかるかが重要で、乗務員が介助しますが停留所ごとに状況が違います。車道側に柵が設けられている箇所が

ありますが、柵が切れている場所が車両の乗降口の位置とずれていることもあり、乗車と降車で車両を動かさなくてはいけないところもあります。現状を把握し、乗り場環境の改善にも取り組みたいと考えています。

会 長 : 主要なところはまちあるき点検で確認し、計画の俎上に載せられるように検討していただければと思います。

委 員 : この後、事業者セルフチェックを実施していただき、対応方針を検討していただく段取りになっていると思います。バリアフリー法の改正も間近ということで、改正法の趣旨を先取りしていただき、ソフト面の対応について法の言葉も活用しながら積極的に検討していただけるように工夫していただければと思います。

会 長 : バリアフリー法改正について、地下鉄とのバリアフリー化を促進という言葉がありますが、駅とさらに高い地点とのバリアフリー化という課題もあり、北区としての解釈をして活用できることがあればと思います。

委 員 : バリアフリー法改正に対して、私どももどう取り組めばいいか勉強しているところです。地下鉄はエレベーターによる1ルート確保を目指してやってきましたが、まだまだ足りないところもあります。北区の現状も確認しながら、必要なところは整備していきたいと思います。他の施設との連携については、各部署との協議や自治体との連携を図りながら会社として進めていきます。

会 長 : 異なる事業者との連携というのも強く言われています。引き続きよろしくお願い致します。

事 務 局 : 対応方針の作成に関する意見について、今後、事業者に提示する際には法改正の内容にも留意しながら進めたいと思います。

会 長 : まだバリアフリー法は改正されていませんが、各事業者で対応を検討いただいているというのが事実だと思います。

### (3) 特定事業計画【滝野川地区】検討の進め方

会 長 : まずは特定事業等に位置づけた事業について着実に進めたいいただくための計画を立案していただくこととなります。進捗の中では予定通りに進まないことや、事業者の判断で追加することもあると思いますので、これだけやればいいのかと思わず、プラス思考で進めていただければと思います。

### (4) その他

事 務 局 : 協議会に先立ち実施した第1回区民部会でいただいたご意見を報告させていただきます。5月28日・31日の午後にまちあるき点検を予定しています。部会では点検施設候補について確認いただきました。公共交通機関の点検については個別にご了解いただいているところですが、詳細なスケジュールが決まれば改めてお知らせしますので、立ち合いなどご協力いただければと思います。また、こころのバリアフリーの取組では、これまで実状の共有やアンケートの実施、リーフレットの作成・周知を進めてきましたが、今年度は相互理解を促進する体験型の取組を進めようという方向性になりました。具体的には今後検討を進めていきますが、みなさんのご協力が必要な場面もあろうかと思います。合同部会の中でも今後も引き続き障害理解の実践に取り組

めればと思いますので、積極的にご参加いただければと思います。

会 長 : 資料の気になる点があれば細かいことでもよいので事務局にご連絡いただければと思います。

3. 閉会